

令和3年第3回・第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和3年第3回定例会提言の方向性について

前回（12月6日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目1 情報管理のあり方について 区における個人情報保護制度のあり方について

提 言 の 方 向 性	
1	<p>【個人情報保護制度の官民一元化】</p> <p>令和3年公布のデジタル改革関連法の施行に伴う個人情報保護制度の官民一元化に向けて、デジタル社会の目指すビジョンにある「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の理念を踏まえることが大切である。区民の利益が守られるよう、区は国と連携して適切な情報管理を行うとともに、今後の区への影響の見通しを区民に周知していくべきである。</p>

(1) 令和3年第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

前回（12月6日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目2 自治体DX推進におけるICT推進・活用について

(1) 情報システムの標準化・共通化の対応について

意見概要		提言の方向性	
①	自治体情報システムの標準化・共通化の目的は、職員が住民への直接的なサービス提供や企画立案業務などに注力できる環境を構築することであり、この目的を庁内で共有すべき。(山田貴之委員)	1	<p>【標準化・共通化の目的及び導入】</p> <p>自治体情報システムの標準化・共通化には、職員が住民への直接的なサービス提供や企画立案業務などに注力できる環境を構築する目的があることを、庁内で共有することが必要である。また、導入に向けては、補助金が削減・廃止になったとしても、持続的に使用可能なシステムを構築する必要があるとともに、行政サービスの質が後退することがないように努めるべきである。</p>
②	自治体情報システムの標準化・共通化の補助金が削減・廃止になっても、恒久的に使用可能なシステムになるよう努めるべき。(寺田委員)		
③	自治体情報システムの標準化・共通化による業務工程の見直しにより、行政サービスの質が後退することがないように努めるべき。(吉田委員)		
④	自治体情報システムの標準化・共通化は、システム改善やセキュリティ対策における自治体間の差異を解消する可能性があるため、アプリケーションの選定について研究していくべき。(内田委員)	2	<p>【アプリケーションの選定基準】</p> <p>自治体情報システムの標準化・共通化は、システム改善やセキュリティ対策における自治体間の差異を解消する可能性があり、適切なアプリケーションの選択が重要なポイントである。そのため、様々な立場の意見を集約して、区として一定の方向性や選定基準を明確にすべきである。</p>
⑤	情報システムの標準化・共通化の導入に向けては、適切なアプリケーションの選択が重要なポイントであるため、様々な立場の意見を集約して、区として一定の方向性や選定基準を明確にすべき。(寺田委員)		
⑥	標準化対象事務のデジタル化を推進していくためには、各課の推進への支援や高度なICTスキルを持った経験のある人材の活用を図るとともに、23区で連携して適宜国に意見を上げることが検討すべき。(山田貴之委員)	3	<p>【推進・連携体制】</p> <p>自治体情報システムの標準化・共通化に向けては、各課の推進への支援や、高度なICTスキルを持った経験のある人材等の活用を図るべきである。現状では、スケジュールをはじめとする様々な課題があるため、23区で連携するなどして適宜国に意見を上げることが検討する必要がある。また、全庁的なDX推進に関する研修等を通じて庁内の人材を発掘するとともに、ICT活用に携わる女性職員の比率を上げるなど、多様な視点を取り入れて、ITのジェンダーギャップの解消を図っていくべきである。</p>
⑦	情報システムの標準化・共通化の導入に向けては、スケジュールリングや標準仕様外の業務対応などの課題を解決するため、明確な方向性を明示するよう国に要望すべき。(中妻委員)		
⑧	自治体情報システムの標準化・共通化の推進に向けては、システムの部分だけでなく区の業務を俯瞰的にマネジメントできる人材を発掘するために、全職員へ広くDX推進に関する研修を行うべき。(南雲委員)		
⑨	自治体情報システムの標準化・共通化の推進体制の整備に向けては、区民ニーズにきめ細かく寄り添いつつ、多様な視点を取り入れる必要があるため、IT推進課や分科会等における女性職員の比率を上げることでITのジェンダーギャップの解消を図るべき。(南雲委員)		

重点調査項目2 自治体DX推進におけるICT推進・活用について
 (2) 行政手続き等のデジタル化・オンライン化について

意見概要		提言の方向性
①	マイナポータルを通じたオンライン手続きは、今後の一般的な区民サービスの形になると見込まれることから、行政運営の効率化を図るためにも発展させるべき。(内田委員)	1
②	行政手続きのオンライン化は、住民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化がメリットとして挙げられるため、着実に推進していくべき。(山田貴之委員)	
③	行政手続きのオンライン化の導入に向けては、業務を行う職員の過重な負担にならないよう十分に注意する必要がある。また、仮に過重な負担が生じる場合は、職員を手当てするなどの対応を検討すべき。(吉田委員)	2
④	行政手続きのオンライン化は、情報システムの標準化・共通化の導入時期と異なるため、適切な仕様策定に向けて国に要望することのほか、オンライン手続きの自動化・脱申請といった新たな手続きのあり方を検討すべき。(中妻委員)	
⑤	行政手続きのオンライン化の導入は、令和4年度末までにスピード感を持って進めていくとともに、国が示している31の手続きの一覧から漏れている区民ニーズの把握に努め、新たにオンライン化手続きを追加することを検討すべき。(南雲委員)	
⑥	電子申請(ぴったりサービス)のメニューの充実やより一層の活用を図るためには、マイナンバーカードの交付状況を注視し、ホームページ・SNSを用いた発信方法について見直しや再構築を図るべき。(山田貴之委員)	3
⑦	行政手続きのオンライン化はマイナンバーカードの普及が大きな鍵を握っている一方で、マイナンバーカードの取得申請を行わない区民も一定数いるため、オンライン化による行政運営の簡素化・効率化を進めるためにも、取得に向けた不安を払拭する取組を優先的に進めるべき。(山田ひでき委員)	
⑧	行政手続きのオンライン化は、ベース・レジストリやデータの品質保持、連携活用が非常に重要であるため、オンライン手続き導入後も適宜改善や利用分析を行う必要がある。加えて、区民の声を集約する窓口や庁内フローを検討すべき。(寺田委員)	4
⑨	行政手続きのオンライン化を推進していく一方で、区民の多様な行政ニーズに応えるべく、対面サービスを減らさずに充実すべき。(吉田委員)	
		【行政手続きのデジタル化・オンライン化等の目的と進め方】 住民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化をもたらす行政手続きのオンライン化は着実に推進すべきであり、中でも今後の一般的な区民サービスの形になると見込まれるマイナポータルを通じたオンライン手続きは発展させるべきである。
		【導入に向けた取組】 行政手続きのオンライン化は、令和4年度末までにスピード感を持って進めるとともに、適宜国から情報を受けて適切に対応していく必要がある。また、国が示した31の手続き以外の追加や手続きの自動化などの新たな方策の可能性を検討するとともに、オンライン手続きの導入に向けては、業務を行う職員の過重な負担にならないよう対応を検討すべきである。
		【利用促進に向けた取組】 オンライン手続きの充実やより一層の活用を図るためには、ホームページ・SNSを用いた発信方法について見直しや再構築を図る必要がある。また、行政手続きのオンライン化はマイナンバーカードの普及が大きな鍵を握っているため、マイナンバーカードの交付状況を注視するとともに、取得に向けた区民の不安を払拭する取組を優先的に進めるべきである。
		【行政手続きのデジタル化・オンライン化後のあり方】 オンライン手続き導入後も、利用者である区民等の声を集約し、改善に向けた分析や検討を行う必要がある。また、行政手続きのデジタル化・オンライン化に当たっては、ベース・レジストリやデータの品質保持、連携活用の重要性を認識して進めていくべきである。併せて、区民の多様な行政ニーズに応えるべく、必要な対面サービスの充実を図るべきである。